

平成 25 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アムスク
代表者名 代表取締役社長 栗原 新太郎
(コード番号 7468)
問合せ先 常務取締役管理本部長 平井和明
(TEL 03-5302-1556)

自己株式の公開買付けの結果及び終了に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 1 日開催の取締役会(平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会を含みます。)において、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」という。)第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される会社法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議し、平成 25 年 2 月 4 日より本公開買付けを実施しておりましたが、平成 25 年 3 月 25 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、平成 25 年 2 月 1 日開催の取締役会の決議(平成 25 年 3 月 8 日開催の取締役会において決議した内容を含みます。)に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社アムスク 東京都渋谷区代々木一丁目11番2号

(2) 買付け等に係る上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成25年2月4日(月曜日)から平成25年3月25日(月曜日)まで(34営業日)

② 公開買付開始公告日 平成25年2月4日(月曜日)

(4) 買付け等の価格 普通株式1株につき 金210円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店所在地

藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20 番3号

② 決済の開始日

平成 25 年 4 月 4 日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、7.147%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として7.147%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成25年3月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日(平成25年4月3日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

上場株券等に係る株式の種類	普通株式
応募数(株)	226,619
買付数(株)	226,619

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社アムスク 東京都渋谷区代々木一丁目11番2号

株式会社大阪証券取引所 大阪府中央区北浜一丁目8番16号

4. 本公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、当社は非公開化を目指していることに変更はなく、平成 25 年2月1日付で当社が提出した「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」及び平成 25 年 3 月 8 日付で当社が提出した「自己株式の公開買付けに係る公開買付け期間の延長に関するお知らせ」に記載の内容から変更はございません。なお、修正の必要が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

II. 自己株式の取得終了について

1. 取得期間 平成 25 年 2 月 4 日から平成 25 年3月 25 日
2. 取得した株式の種類及び総数 普通株式 226,619 株
※ 発行済株式の総数に占める割合は、4.39%となります(小数点以下第三位を四捨五入)。
3. 取得総額 47,589,990 円
(注)上記記載金額には、公開買付け代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれていません。
4. 買付方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、平成 25 年2月1日開催の取締役会の決議(平成 25 年3月8日開催の取締役会において決議した内容を含みます。)に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考)

自己株式の取得に関する平成 25 年2月1日開催の取締役会における決議内容(平成 25 年3月8日開催の取締役会において決議した内容を含みます。)

1. 取得期間 平成 25 年2月4日から平成 25 年5月 31 日
2. 取得する株式の種類及び総数 普通株式 3,768,748 株(上限)
※ 発行済株式の総数に占める割合は、73.06%となります(小数点以下第三位を四捨五入)。
3. 株式の取得価格の総額 791,437,080 円(上限)

以上